健康保険資格確認書(再)交付申請書

令和　　年　　月　　日 提出

被保険者等 記号・番号		住民票 住所	〒	
被保険者 氏　名	㊞	居所 (注1)	同上 □	〒
個人番号		生年月日	昭和・平成 年　月　日	

対象者	下記から選択し、数字を○で囲んで、資格確認書の発行を希望する方の分のみ記入してください。 1. 被保険者(本人)分のみ 2. 被扶養者(家族)分のみ 3. 被保険者(本人)および被扶養者(家族分)		以下の理由は、下記理由欄から、 必ず選択して該当の番号を記入 してください。

被保険者 氏　名	(フリガナ) 氏)　名) 同　上	生年月日	同　上	理由	
被扶養者 氏　名	(フリガナ) 氏)　名)	生年月日	昭和・平成・令和 年　月　日	理由	
被扶養者 氏　名	(フリガナ) 氏)　名)	生年月日	昭和・平成・令和 年　月　日	理由	
被扶養者 氏　名	(フリガナ) 氏)　名)	生年月日	昭和・平成 年　月　日	理由	

理由欄		
	マイナ保険証を利用する意思のある方は下記の1～5から理由を選択してください。利用する意思のない方は9～11から選択してください。6～7は再発行。8はやむを得ない方です。	
	1.　マイナンバーカードを作っていないため	・有効期限2カ月の資格確認書を発行します。 ・早急にマイナ保険証が利用できるように対応してください。
	2.　マイナンバーカードを持っているが、健康保険証利用登録を行っていないため 3.　マイナンバーカードの電子証明書の期限が切れているため 4.　マイナンバーカードの更新手続き中のため	・有効期限1カ月の資格確認書を発行します。 ・早急にマイナ保険証が利用できるように対応してください。
	5.　マイナンバーカードの紛失・盗難等にあったため	・マイナンバーカード機能停止の手続きが必要です。マイナンバー総合フリーダイヤル0120-950178へ連絡して下さい。 ・あわせて、警察に遺失届・盗難届を出して、受理番号を控えてください。その後お住まいの市区町村へ届出をし、マイナンバーカードの再発行の手続きをおとりください。 ・有効期限2カ月の資格確認書を発行します。
	6. 資格確認書の紛失・盗難等にあったため	・警察に遺失届・盗難届を出して、受理番号を控えてください。 ・資格確認書回収不能届を当申請書に添付して提出してください。 ・紛失・盗難等資格確認書と同一有効期限で発行します。
	7. 資格確認書を汚損・破損したため	・汚損・破損した資格確認書を添付してください。 ・汚損・破損資格証明書と同一有効期限で発行します。
	8. マイナ保険証による受診には第三者(介助者等)のサポートが必要なため 9. マイナンバーカードを返納したため 10. マイナンバーカードの健康保険証利用登録を解除したため	・発行日から5年以内の8月31日を有効期限とした資格確認書を発行します。 ・任意継続の方は任意継続期限を有効期限とします。
	11. その他(　　)	・かっこ内に具体的な理由を記入してください。 ・有効期限は理由により個別に判断します。
	12. 健康保険被保険者証の紛失・盗難等にあったたため (令和7年11月30日まで) ※健康保険被保険者証の紛失・盗難等にあったとしても、マイナ保険証があれば保険受診が可能です。 資格確認書の発行を希望する場合は、上記を参考に理由を記入してください。 理由 (　　)	・警察に遺失届・盗難届を出して、受理番号を控えてください。 ・健康保険被保険者証回収不能届を当申請書に添付して提出してください。 ・かっこ内に具体的な理由を記入してください。 ・有効期限は理由により個別に判断します。

	令和　　年　　月　　日
事 業 所	
所在地	
名 称	
事業主氏名	㊞

<注意事項>

(注1)被保険者の居所が住民票住所と同じ場合、同上にレ点を入れてください。その場合は居所の記入は不要です。

※再発行申請時には、申請者本人の顔写真付身分証明書写し又は住民票等の公的証明書を添付してください。

(0612) 被保険者→事業主→健康保険組合　　(当申請書の使用期間:令和6年12月2日から令和7年11月30日まで)

1. 原則下記の理由で資格確認書を交付することはできませんのでご留意ください。

①マイナ保険証を保有しているが念のため資格確認書を持っておきたい。

※マイナ保険証とは・・・健康保険証利用登録が完了したマイナンバーカードがマイナ保険証です。

②. 保育園等で園児が医療機関等を受診する際に備えるため。

③. 修学旅行等の学校行事等において児童が医療機関を受診する際に備えるため。

＜①について資格確認書を交付しない理由＞

法令上、資格確認書はマイナ保険証で医療機関を受診できない方に交付するものであるため。

※医療機関の受診時にマイナ保険証の利用が困難な方（要介護の高齢者や障害をお持ちの方など）は除く

＜②、③について資格確認書を交付しない理由＞

・マイナポータルに表示させる資格情報のPDFファイルをあらかじめダウンロードしたもの又はその印刷物

・資格情報のお知らせ又はその写し

※保護者に代わり保育士や学校教員等が児童を連れて医療機関等を受診する際は、保育士等の管理監督下のため、なりすましが起こることは想定され難いため例外的に上記の書類により受診が可能とされています。（保護者が児童を受診させる場合はマイナ保険証が必要）。

マイナポータルで医療保険の資格情報画面を確認する方法

医療保険の資格情報画面は、スマートフォンなどを用いてマイナポータルへアクセスすることで参照することが可能です。

QRコードアクセス用

⇓

医療保険の資格情報画面

2. 以下の事由に該当する場合は、マイナンバーカードや電子証明書の失効等によりマイナ保険証を利用できない場合があるため資格確認書の交付申請をしてください。

事　由	申 請 理 由
・マイナンバーカードの紛失・盗難等により、マイナンバーカードの利用を一時停止させた後で、 マイナンバーカードの再発行や電子証明書の更新（マイナンバーカードが見つかった場合） を行っていない場合	5. マイナンバーカードの紛失・盗難等にあったため
・マイナンバーカードや電子証明書が何らかの事由により失効している場合 具体例は以下のとおり ・転入の届出を行った日から90日以内に転入先の市区町村でマイナンバーカードの継続利用の 手続を行っていない場合 ・転出手続後、転入先の市区町村での転入届が未提出のまま、転出予定日から30日を経過した場合 ・実際に転入をした日から14日を経過してから転入届を提出した場合 ・期間内の転入届の提出後、継続利用の手続なく別の市区町村に転出した場合 ・個人番号の変更をした上で、電子証明書の再発行を行っていない場合	4. マイナンバーカードの更新手続き中のため
・マイナンバーカードの交付時（再発行時を含む。）に、電子証明書の発行を希望しない場合	11.その他（　　）かっこ内に理由を記入

※マイナンバーカード・電子証明書の更新につきましては、市区町村からの案内に従い速やかにご対応頂きますようお願いいたします。